新型コロナウイルス感染症に関する情報

(10月18日現在)

新型コロナワクチン接種に関する情報

1030021 オミクロン株対応ワクチンの 接種を行っています

新型コロナウイルス感染症の従来の株とオミクロ ン株の両方に対応した新ワクチン(2価ワクチン) による接種を実施しています。

接種できるのは、12歳以上で、3回目または4回 目接種を受ける人です。ワクチンはファイザー社と モデルナ社の2種類があり、いずれも感染予防と重 症化予防に効果があります。

	オミクロン株対応ワクチン		
	ファイザー社	モデルナ社	
対象者	12歳以上の3・4回目	18歳以上の3・4回目	
接種間隔	前回の接種から3カ月以上		

- ▼接種場所 市内医療機関や地区市民センターなど で実施している集団接種会場。
- ▼予約方法 予約WEBサイトに必要事項を入力す るか、電話で、宇都宮市新型コロナワクチン接種 コールセンターへ。
- ▼その他 1・2回目の接種には、従来のワクチンを 使用します。本市では、ファイザー社・武田社(ノ ババックス) ワクチンでの集団接種を実施しています。

小児(5~11歳)への 接種を行っています

1028700

本市では、10代以下の感染者が高い割合を占め ています。感染拡大を抑制するため、1・2回目の 接種がお済みのお子さんは3回目の接種をご検討く ださい。

▼接種回数・対象年齢など

接種回数	対象年齢	接種間隔
1・2回目接種	5~11歳	3週間の間隔を空けて 2回接種
3回目接種	ラゲー 1 1 成	2回目の接種から 5カ月経過後に1回接種

- ▼使用するワクチン 小児用ファイザー社ワクチン。
- ▼費用 無料 (全額公費)。
- ▼接種方法 市内の小児科医を中心とした20医療 機関。詳しくは、市田をご覧ください。





ワクチン接種は予約WEBサイトwllから

予約してください

▼その他 WEB予約の他、コールセン ターでも予約を受け付けています。



ワクチン接種の電話予約や問い合わせはこちらへ

宇都宮市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎0120(611)287(通話料無料)

- ※お掛け間違いにご注意ください。
- ▼対応時間 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜 日、祝休日を含む毎日。ただし、12月29日~令和5年 1月3日を除く)。

発熱などの症状がある人は、まずは、 かかりつけ医など、最寄りの医療機関に、 電話でご相談ください。

- ■相談できる医療機関が無い場合
- ▼受診・ワクチン相談センター

(県コールセンター)

20570(052)092

(土・日曜日、祝休日を含む毎日、 24時間対応。ただし、12月29 日~令和5年1月3日を除く)



ワクチンに関して、守ってほしい大切なこと

接種を受けることは任意であり、強制ではありません。 職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に 差別的な扱いをしたりすることのないようお願いします。



接種証明書(国内用・海外用)を **1027469** 発行しています

「接種証明書」は、次の方法で取得できます。

- 1スマートフォンを使った電子交付
- ▼使用方法 専用アプリをインストール。
- ▼必要となる物 マイナンバーカード、パスポート (海外用)。
- 2自治体窓口での交付
- ▼交付場所 保健と福祉の相談(市役所1階)、各地区市 民センター、バンバ出張所(馬場通り4丁目・うつのみや 表参道スクエア5階)、保健予防課(竹林町・保健所内)。
- ▼持ち物 申請書(市⊞から取り出し可)、本人確

認書類(運転免許証など)、接種済証の写し、パ スポート(海外用)。接種を受けた本人以外が申 請する場合は委任状。

- 3コンビニ端末での交付
- ▼取得できるコンビニ 市内のセブンイレブン・ミ ニストップ。
- ▼取得できる時間 午前6時30分~午後11時(土・ 日曜日、祝休日を含む毎日)。
- ▼費用 1部120円 (接種証明書発行料金)。
- ▼持ち物 マイナンバーカード。
- ■その他 詳しくは、市⊞をご覧ください。
- 問新型コロナウイルスワクチン接種実施本部☎(62) 2)1171

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

1029351 1029471

- ▼支給対象者・申請 右の表の通り。
- ▼対象児童 高校3年生(18歳にな) る年度) までの児童。ただし、特 別児童扶養手当認定相当の児童の 場合は20歳未満まで対象。
- ▼支給額 児童1人当たり5万円。
- ▼申請期限 令和5年2月28日(必着)。 ただし、令和5年3月1日~4月1日生 まれの児童は5月中旬を予定(ひと り親世帯以外分のみ)。
- ▼その他 詳しくは、市団をご覧 ください。



「ひとり親



「ひとり親世帯 以外分」

	支給対象者	申請		
	ひとり親世帯分			
	令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人	不要		
	公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給していることにより、 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人			
)	型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児 快養手当を受給している人と同じ水準となっている人			
	ひとり親世帯以外分			
	令和4年度分の住民税均等割が非課税の人で、次のいずれかに該当する人 ▼令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者 ▼児童手当(令和4年4月1日~令和5年4月1日生まれ)または特別児童扶 養手当(令和4年5月分~令和5年3月分)の新規受給者	不要		
	平成16年4月2日~平成19年4月1日の間に出生した児童のみの養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人			
	新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和4年度分の住 民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人	心安		

\12月31日まで期限が延長されました/

生活困窮者自立支援金 **1027314**

●宇都宮市自立支援金コールセンター☎(632)5360

象校

- ▼初回 生活福祉資金貸付制度の緊急小□資金・総 合支援資金の特例貸付が終了、または利用できな い世帯。
- ▼再支給 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自 立支援金の受給期間が終了した世帯。なお、支給 には収入・資産・就労活動などの条件があります。
- 金額(月額) 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、 3人以上の世帯=10万円。支給条件あり。
- ■支給期間 初回、再支給とも最大3カ月。
- ■申請期限 12月31日 (消印有効)。
- ■その他 申請方法など、詳しくは、市団をご覧 になるか、宇都宮市自立支援金コールセンター☎ (632)5360

∖適用期間が延長されました/

国民健康保険傷病手当金 **1023292**

商保険年金課☎(632)2316

- ▼対象 国民健康保険に加入している被用者(会社) などに勤め、給与収入のある人)のうち、新型コ ロナウイルス感染症に感染した人、または発熱な どの症状があり感染が疑われるため会社などを休 み、給与収入が減少した人。
- **▽支給期間** 労務に服することができなくなった日 から起算して3日を経過した日から労務に服するこ とのできない期間のうち、就労を予定していた日。
- ▼適用期間 令和4年12月31日までの間で、療養 のため労務に服することができない期間。
- ▼申請期限 労務に服することができなくなった日 の翌日から2年間。
- ▼その他 詳しくは、市団をご覧になるか、保険年 金課☎(632)2316へ。